

総務文教常任委員会

所管事務調査資料

(令和 8 年 2 月 2 日)

(事務調査)

② 第 2 期厚真町教育振興基本計画について

教育委員会生涯学習課

1 計画策定の趣旨

厚真町教育委員会は、第1期計画のもと「ふるさとを愛し、未来に向かって、たくましく生きる力を育む人材の育成」を掲げ、学校教育や社会教育の充実に取り組んできました。

少子高齢化・人口減少、Society 5.0の進展、価値観の多様化など、社会環境の変化が進む中で、子どもたちには、

- ・自ら考え、課題を解決する力
 - ・他者と協働する力
 - ・思いやりや感謝の心をもって人とのつながりを大切にする力
- が一層求められています。

いじめの未然防止や心のケア、人権尊重など、すべての子どもが安心して学び、成長できる環境づくりの重要性も高まっており、家庭・学校・地域が連携して、互いを認め合い、支え合う温かな教育環境をつくることが必要です。

こうした背景を踏まえ、国の「第4期教育振興基本計画」や北海道の「北海道教育推進計画」、そして「第5次厚真町総合計画」と整合を図りながら、今後の厚真町の教育の方向性を示すものとして「第2期厚真町教育振興基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、学校教育、社会教育、生涯学習、文化、スポーツなど、厚真町の教育の目指す方向や推進するための施策を示すものです。

- ・教育基本法に基づく厚真町の教育振興のための基本計画。
- ・国の第4期教育振興基本計画、北海道教育推進計画を参照。
- ・第5次厚真町総合計画(令和8年度～令和17年度の部門別計画として位置付け、整合性を確保。

3 計画期間

計画全体：令和8年度～令和17年度（10年間）

「基本目標（前期）」：令和8年度～令和12年度（5年間）

教育の現状や社会状況を踏まえ、必要な見直しを行いながら推進します。



4 策定体制

- ・国・北海道の計画を踏まえつつ、社会教育委員・校長会など関係団体との協議、パブリックコメント等により、町民の意見を反映。
- ・教育委員会が所管する学校教育・社会教育等の分野の現状を分析し、教育委員会の事務事業の点検・評価報告書」を活用しながら策定。
- ・計画の推進にあたっては、P D C Aサイクル（計画・実行・評価・改善）を徹底し、施策を継続的に見直し。

5 基本理念・基本方針

○基本理念 『ともに生き、ともに学び、豊かな心を育む』

人と人との励まし合い、支え合いながら学び続ける「共生の社会」を目指します。

地域全体で学び合い・支え合うことで、思いやりや感謝の心が育ち、地域全体の幸福度を高めていきます。

学校教育・社会教育など各分野でこの理念を共有し、地域の学びと助け合いの輪を広げ、次世代へつながる共生社会の実現を目指します。

○基本方針

（1）学校教育【豊かに学び、多様性を認める心身の育成】

- ・小中9年間を通じた学びの連続性の中で、知識・技能とともに、コミュニケーション力、多様性を認める心、困難を乗り越える力を育む。
- ・人生100年時代を見据え、将来の社会変化に対応できる「学びの土台」と多様性を尊重する寛容性・包容力を育成。

（2）社会教育【出会いと学びの循環】

- ・子どもから大人まで、だれもが学び続けられる環境整備により、地域に活力と豊かな心を育む。
- ・文化交流施設、図書機能、アイヌ文化関連施設、スポーツなど多様な資源を生かし、新たな「出会い」が次の「学び」を生み出す循環をつくる。
- ・『生涯にわたり、多世代で交流し・学び・育て合う地域づくり』をめざし、各目標・施策を相互に結び付けて推進。

○基本目標

本計画では、幼児教育・義務教育・高等教育・地域・生涯学習・郷土の歴史・スポーツなどの視点から、今後10年間を見通した10の基本目標を設定し、施策を体系的に展開します。

6 計画の構成（参考）

厚真町教育振興基本計画は、下記の4章で構成されています。

第1章 計画の策定について	I 計画策定の趣旨 II 計画の策定・位置付け III 計画期間 IV 計画の策定体制 V 計画のP D C A
第2章 教育の現状	I 学校教育の現状 II 社会教育の現状
第3章 基本理念・基本方針	I 基本理念 II 基本方針
第4章 基本体系・目標・施策	I 施策展開の基本体系図 II 基本目標・主な施策

第2期 厚真町教育振興基本計画 【概要版】(案)

基本理念

ともに生き、ともに学び、豊かな心を育む



令和8年4月
厚真町教育委員会

I 計画の位置付け・期間

1 計画策定の趣旨

厚真町教育委員会は、第1期計画のもと「ふるさとを愛し、未来に向かって、たくましく生きる力を育む人材の育成」を掲げ、学校教育や社会教育の充実に取り組んできました。

少子高齢化・人口減少、Society 5.0の進展、価値観の多様化など、社会環境の変化が進む中で、子どもたちには、

- ・自ら考え、課題を解決する力
- ・他者と協働する力
- ・思いやりや感謝の心をもって人とのつながりを大切にする力

が一層求められています。

いじめの未然防止や心のケア、人権尊重など、すべての子どもが安心して学び、成長できる環境づくりの重要性も高まっており、家庭・学校・地域が連携して、互いを認め合い、支え合う温かな教育環境をつくることが必要です。

こうした背景を踏まえ、国の「第4期教育振興基本計画」や北海道の「北海道教育推進計画」、そして「第5次厚真町総合計画」と整合を図りながら、今後の厚真町の教育の方向性を示すものとして「第2期厚真町教育振興基本計画」を策定します。

2 計画の位置付け

- ・ 教育基本法第17条第2項に基づく、厚真町の教育振興のための基本計画
- ・ 国の第4期教育振興基本計画、北海道教育推進計画を参照
- ・ 第5次厚真町総合計画(令和8年度～令和17年度の部門別計画として位置付け、整合性を確保)
- ・ 本計画は、学校教育、社会教育、生涯学習、文化、スポーツなど、厚真町の教育に関わる取組全体の方向性と柱を示すもの

3 計画期間

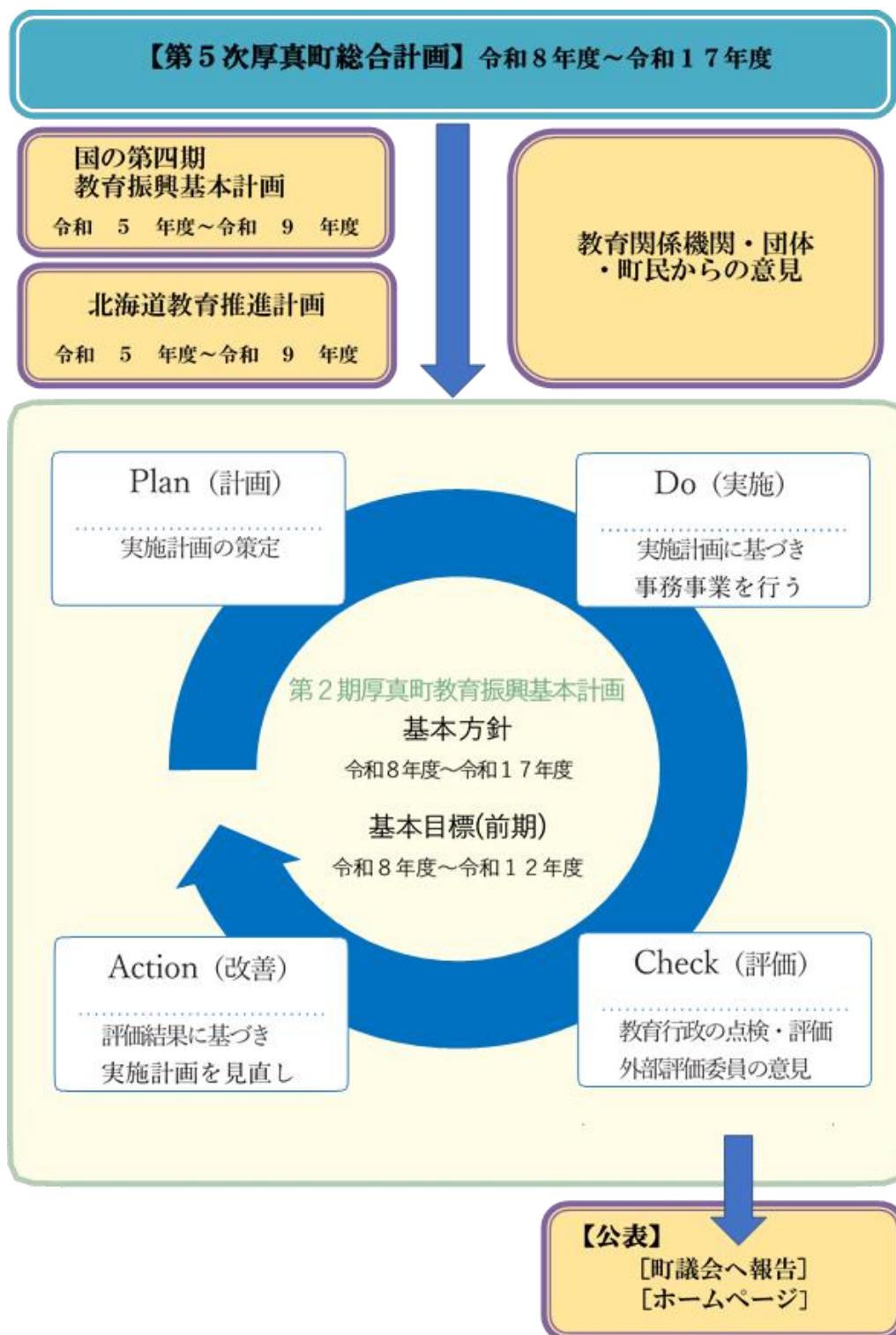
教育の現状や社会状況を踏まえ、必要な見直しを行いながら推進します。

- ・ 計画全体：令和8年度～令和17年度（10年間）
- ・ 「基本目標（前期）」：令和8年度～令和12年度（5年間）



4 策定体制・進め方

- ・ 国・北海道の計画を踏まえつつ、社会教育委員・校長会など関係団体との協議、パブリックコメント等により、町民の意見を反映
- ・ 教育委員会が所管する学校教育・社会教育等の分野の現状を分析し、教育委員会の事務事業の点検・評価報告書」を活用しながら策定
- ・ 計画の推進にあたっては、P D C Aサイクル（計画・実行・評価・改善）を徹底し、施策を継続的に見直し



II 教育の現状

1 学校教育の現状

(1) 国・北海道の現状

- ・ 2040年以降を見据え、「持続可能な社会の創り手の育成」と「ウェルビーイングの向上」が教育施策の中心
- ・ 学習指導要領に基づき、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力・人間性等」のバランスある育成を重視
- ・ I C T ・ G I G Aスクール構想の進展とともに、情報モラルやスマートフォン・S N Sトラブル等への対応が課題
- ・ 北海道では、学力・体力ともに全国平均を下回る傾向が続き、授業外学習時間の短さや運動習慣の不足が課題

(2) 厚真町の現状と課題

① 確かな学力と学習習慣の定着

- ・ 令和3年度に厚真町教育研究所を設置し、町内4校の教職員が連携して指導方法の工夫・改善を推進
- ・ 小中一貫教育（併設型小・中学校）やコミュニティ・スクールを通じて、9年間を見通した教育を実施

② 豊かな人間性・社会性の育成

- ・ 全校的な道徳教育の推進、いじめに対する未然防止・早期対応
- ・ ふるさと教育やキャリア教育を通じ、地域との関わりや未来像を考える

③ 心身の健康・生活習慣

- ・ 全国体力テストでは一部で全国平均未満だが、男子では改善傾向
- ・ 生活リズムの乱れや自己有用感・幸福感の低さが課題
- ・ 学校給食による栄養・食育、地場産物の活用、心のケア体制の継続

④ 未来に生きる教育課程・I C T活用

- ・ 英語教育（A L T配置、イングリッシュキャンプなど）を先進的に推進
- ・ 1人1台端末による個別最適な学び・協働的な学びの充実
- ・ 生成A Iの可能性とリスクを踏まえた情報モラル教育の検討

⑤ 多様なニーズへの対応

- ・ 厚真町の特別支援学級在籍率は道平均の約1.8倍と高く、きめ細かな支援体制の構築が課題
- ・ 不登校児童生徒への学習支援を試行し、令和7年度には教育サポートセンタ

一準備室を設置

- ⑥ 安全・安心で質の高い学びの環境
- 教職員研修の充実、働き方改革、校務DXの推進
 - GIGAスクール整備に伴うICT活用スキル向上、地域資源や外部人材の活用

2 社会教育の現状

(1) 国・北海道の現状

- コロナ禍以降、オンラインと対面を組み合わせた学びが定着
- 社会教育施設での配信やオンデマンド提供、学校と地域の連携が進展する一方で、デジタル環境格差、人材不足、施設の老朽化が課題
- 国は第4期教育振興基本計画に基づき、生涯学習やデジタル活用を推進
- 北海道では、広域連携や防災・減災学習、地域資源を生かした学びを展開

(2) 厚真町の現状と課題

① 家庭・地域の教育力

- 少子高齢化や家庭環境の多様化により、家庭・地域の教育力が低下傾向
- 共働き世帯の増加や情報化の進展により、生活・学習習慣や情報モラルへの関わり不足が課題
- 乳幼児期からの啓発と学校・家庭・地域が連携した支援体制の強化が必要

② 生涯学習活動

- 子どもから高齢者まで多様な学習機会を提供しているが、参加世代の偏りがあり、多世代交流の機会が十分ではない
- 高齢化に伴う担い手不足や活動の継続性が課題
- 多世代交流の促進と、デジタル活用・人材育成を含めた参加しやすい環境づくりが必要

③ 文化・文化財の保存と活用

- 軽舞遺跡調査整理事務所を拠点に、歴史・文化・郷土資料の保管・活用を推進
- 普及活用事業により、多世代交流の機会を創出
- 伝統文化の後継者不足や専門人材の育成、施設連携による環境整備が課題

④ スポーツ環境

- 多様なスポーツ施設が整備され、町内外の交流拠点として活用
- 施設の老朽化や指導者不足、世代を超えた交流機会の不足が課題
- 地域クラブ活動の充実と、世代を超えて参加しやすい体制づくりが必要

III 基本理念・基本方針

1 基本理念

ともに生き、ともに学び、豊かな心を育む

人と人が励まし合い、支え合いながら学び続ける「共生の社会」を目指します。地域全体で学び合い・支え合うことで、思いやりや感謝の心が育ち、地域全体の幸福度を高めていきます。

学校教育・社会教育など各分野でこの理念を共有し、地域の学びと助け合いの輪を広げ、次世代へつながる共生社会の実現を目指します。

2 基本方針

(1) 学校教育【豊かに学び、多様性を認める心身の育成】

- ・ 小中9年間を通じた学びの連続性の中で、知識・技能とともに、コミュニケーション力、多様性を認める心、困難を乗り越える力を育む
- ・ 人生100年時代を見据え、将来の社会変化に対応できる「学びの土台」と多様性を尊重する寛容性・包容力を育成

(2) 社会教育【出会いと学びの循環】

- ・ 子どもから大人まで、だれもが学び続けられる環境整備により、地域に活力と豊かな心を育む
- ・ 文化交流施設、図書機能、アイヌ文化関連施設、スポーツなど多様な資源を活かし、新たな「出会い」が次の「学び」を生み出す循環をつくる
- ・ 『生涯にわたり、多世代で交流し・学び・育て合う地域づくり』をめざし、各目標・施策を相互に結び付けて推進

IV 基本目標・主な施策

本計画では、幼児教育・義務教育・高等教育・地域・生涯学習・郷土の歴史・スポーツなどの視点から、今後10年間を見通した10の基本目標を設定し、施策を体系的に展開します。

【基本目標1 確かな学力の育成、望ましい学習習慣の定着、家庭・地域との連携】

- ◆ 学校間、地域、家庭との連携を図りながら、知識と教養を深め、生涯学習の基礎となる習慣を形成します。

【基本目標1】

たしかな学力の育成、望ましい学習習慣の定着、家庭・地域との連携



- 指導方法の工夫・改善
- 小中一貫教育
- かけはし教育
- コミュニティスクール
- ふるさと教育、キャリア教育

(1) 指導方法の工夫・改善

- ・ 学習指導要領の「三つの柱」を踏まえた、資質・能力のバランスの取れた育成
- ・ 教育研究所を核とした、学校間連携による指導方法の工夫・改善
- ・ ESD・STEAM教育を通じた、主体的・探究的な学びの推進

(2) 小中一貫教育

- ・ 義務教育9年間を見通した、学びと育ちの連続性・系統性の確保
- ・ 「未来を語れる厚真の子」を目指す、教育理念の共有と継承
- ・ 学校・家庭・地域が連携した、小中一貫教育の推進

(3) かけはし教育

- ・ 幼保小の円滑な接続による、学びと生活の基盤づくり
- ・ 園・学校・保護者・地域が連携した、架け橋期の教育の充実
- ・ 関係機関と連携した、切れ目のない支援体制の構築

(4) コミュニティ・スクール

- ・ 学校運営協議会を基盤とした、地域と共にある学校づくりの推進
- ・ 学校運営への保護者・地域住民の参画による、教育活動の充実
- ・ 課題共有から実践につなげる、学校・地域協働の推進

(5) ふるさと教育、キャリア教育

- ・ 地域理解と職業体験を通じた、探究的な学びの充実
- ・ ふるさと教育とキャリア教育の統合による、主体的な進路形成の促進
- ・ 地域の一員として考え、行動する力の育成

基本目標2 豊かな人間性と社会性の育成

- ◆ 自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共により良く生きるための基盤となる道徳性を養います。
- ◆ いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が増加傾向にあります。対応の徹底を図るとともに、いじめの未然防止、早期の組織的対応と関係機関との連携の推進等防止対策の強化を図ります。
- ◆ 問題行動の未然防止、早期発見、早期対応を行います。

【基本目標2】

豊かな人間性と社会性の育成



■道徳教育
■人権教育
■いじめ問題対策

(1) 道徳教育の推進

- ・ 教育活動全体を通じた、道徳性と規範意識の育成
- ・ 自己肯定感・自己有用感を高める指導の充実
- ・ 他者と共により良く生きる力の育成

(2) 人権教育の推進

- ・ 人権の基本的な考え方の理解と実践力の育成
- ・ 多様性を尊重し、公正に行動する態度の涵養
- ・ いじめや差別を許さない意識と行動力の育成

(3) いじめ問題対策

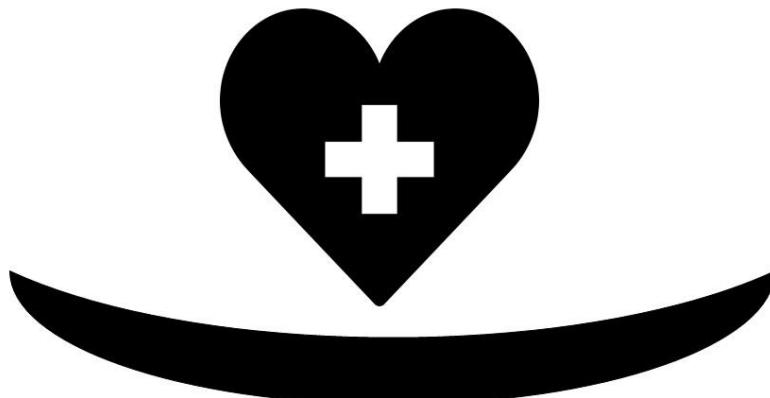
- ・ 未然防止・早期発見・継続的支援を重視した対応体制の構築
- ・ 児童生徒理解を深める、相談しやすい環境づくり
- ・ 学校・家庭・地域が連携した、温かな学校風土の形成

基本目標3 心身の健康増進と自己管理能力の促進

◆ 生活習慣や食習慣の改善や学校保健の推進等により、心身の健康の増進と体力の向上を図るとともに、自己管理能力を促進させます。

【基本目標3】

心身の健康増進と自己管理能力の推進



■学校体育
■健康推進
■学校教育

(1) 学校体育

- ・ 体力・運動能力の向上と、運動習慣の定着を促進
- ・ 運動の楽しさを実感できる指導と環境づくり

(2) 健康教育・保健指導の充実

- ・ 健康教育と保健指導の連携による、心身の健康づくり
- ・ 自己有用感・幸福感を高める支援の充実

(3) 学校給食

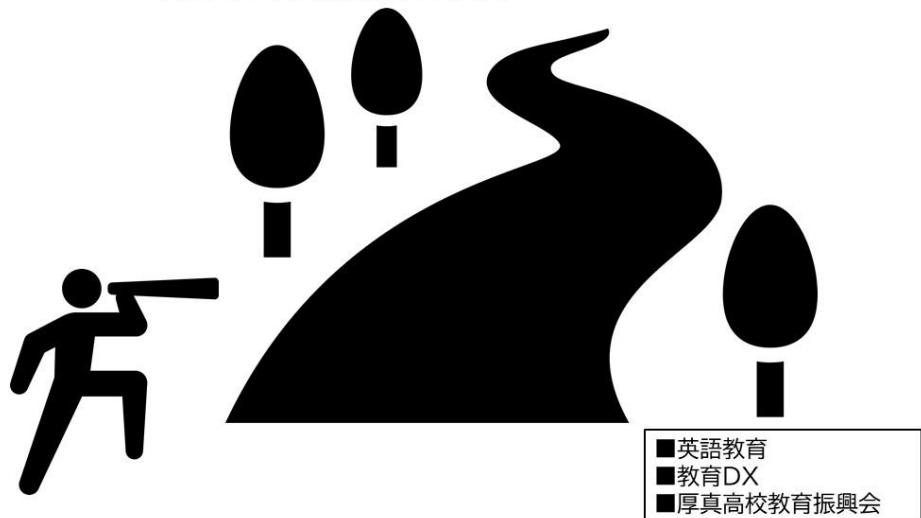
- ・ 安全で栄養バランスの取れた給食の安定的な提供
- ・ 地場産物の活用による、食育と地域理解の推進

基本目標4 未来に活きる教育課程の推進

- ◆ 新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた授業（英語教育・教育DX）を推進します。
- ◆ 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた郷土を愛するとともに、国際社会に対応できる語学力、異なる文化・価値を認め合う関係を構築するためのコミュニケーション能力、新しい価値を創造する能力を身に付けて様々な分野・地域で国際社会の一員として活躍できる人材を育成します。

【基本目標4】

未来に活きる教育課程の推進



(1) 英語教育推進

- ・ A L T活用による、実践的な英語力の育成
- ・ 英語学習への意欲を高める教育活動の推進

(2) 教育DX

- ・ 1人1台端末を活用した、学習環境の充実
- ・ 生成AI活用を見据えた、個別最適な学びの推進

(3) 北海道厚真高等学校への支援

- ・ 地域と連携した、高校教育の魅力向上
- ・ 入学者確保に向けた、通学・資格取得の支援

基本目標5 多様な教育的ニーズに応える教育の推進

- ◆ 様々な障がいや不登校など、多様な教育的課題を抱えた子どもたちに対応する必要があります。個々の児童生徒の実態を把握し、個別の指導計画を作成し活用するなど、学校や行政がチームとなり子どもを支援します。
- ◆ だれ一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育を推進します。
- ◆ ノーマライゼーションの理念に基づくインクルーシブ教育の推進を行います。
- ◆ 教育費負担の軽減を目指します。

【基本目標5】

多様な教育的ニーズにこたえる教育の推進



- 特別支援教育
- 不登校児童生徒対策
- 教育費負担の軽減

(1) 特別支援教育

- ・ 個々の教育的ニーズに応じた、適切な学びの場の検討
- ・ 多機関連携による、専門性の高い支援体制の構築

(2) 不登校児童生徒対応

- ・ 教育サポートセンターを核とした、学習・生活支援を実施
- ・ 未然防止から継続支援までの、段階的な対応を実施

(3) 教育費負担の軽減

- ・ 就学援助・育英資金制度による、経済的支援の継続
- ・ 教育の機会均等を支える支援体制の整備

基本目標6 安全・安心で質の高い学びを支える教育環境の整備

- ◆ 教職員の確保・資質能力の向上を進めるとともに、学校における働き方改革の推進、校務DXを推進し、指導・運営体制の充実を図ると共に、児童生徒の通学や学校活動における安全・安心の確保を図る必要があります。

【基本目標6】

安全・安心で質の高い学びを支える教育環境の整備



(1) 指導体制の充実

- ・ 教職員の資質能力向上と、計画的な人材育成の推進
- ・ 校務効率化と外部人材活用による、働き方改革の推進

(2) ICT教育推進事業

- ・ 通学実態に応じた、安定的な運行体制の維持
- ・ 児童生徒の安全を最優先とした運行管理の実施

(4) 教育研究所

- ・ 教職員の協働による、指導力向上と教育の質の向上
- ・ 小中一貫教育の深化を支える研究・研修体制の整備

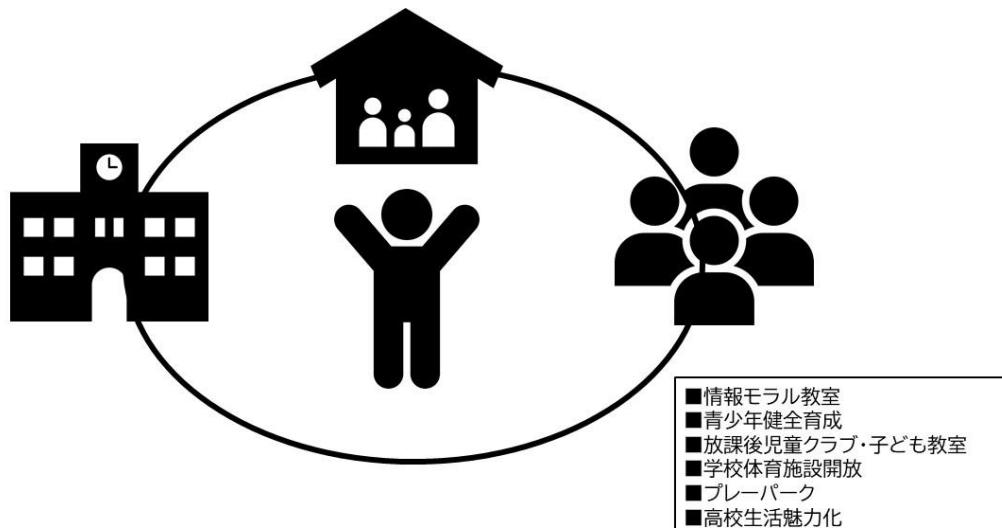
基本目標7 「人と人がつながる」子どもを中心に、学校・地域・家庭をつなぐ 環境の充実

- ◆ 学校活動からの延長で、家庭での子どもたちの健全な育成を推進するため、これまでの活動を継続しつつ、プレーパーク活動などで地域とのつながりを一層強め、互いに育て合える環境づくりに努めます。

- ◆ これまで子ども主体になりがちだった事業を、今後、整備予定の文化交流施設を利用することによって「多世代にわたって人をつなぐ、出会いを創出する効果」の拡大を目指します。

【基本目標7】

「人と人がつながる」子どもを中心に、学校・地域・家庭をつなぐ環境の充実



(1) 情報モラル・デジタルリテラシー学習の推進

- ・ 情報化社会に対応した安全・安心なメディア利用意識の醸成
- ・ 乳幼児期から学齢期まで一貫した情報モラル啓発の推進
- ・ 家庭・学校・関係機関が連携した生活習慣改善支援

(2) 学校・地域・家庭が一体となった地域全体の教育環境整備体制の構築

- ・ コミュニティ・スクールを基盤とした学校・地域協働体制の強化
- ・ 地域・学校の主体性を高める運営体制と役割分担の整理

(3) 青少年の健全育成

- ・ 地域全体で子どもを見守る健全育成活動の推進
- ・ 学校・家庭・地域・育成団体が連携した支援体制の充実

(4) 放課後児童クラブ・子ども教室の実施による放課後環境の整備

- ・ 子どもが自ら選択できる多様な放課後の居場所の確保
- ・ 支援員体制の充実と多世代交流を見据えた事業展開

(5) 人と人がつながる機会の創出

- ・ 申込不要で誰もが参加できる交流の場づくり
- ・ 子どもから大人まで世代を超えた生涯学習交流の促進

(6) 学校体育施設の有効活用

- ・ 学校体育施設の開放による地域活動の促進
- ・ 総合型地域スポーツクラブとの連携強化

(7) 厚真高等学校と地域の連携推進

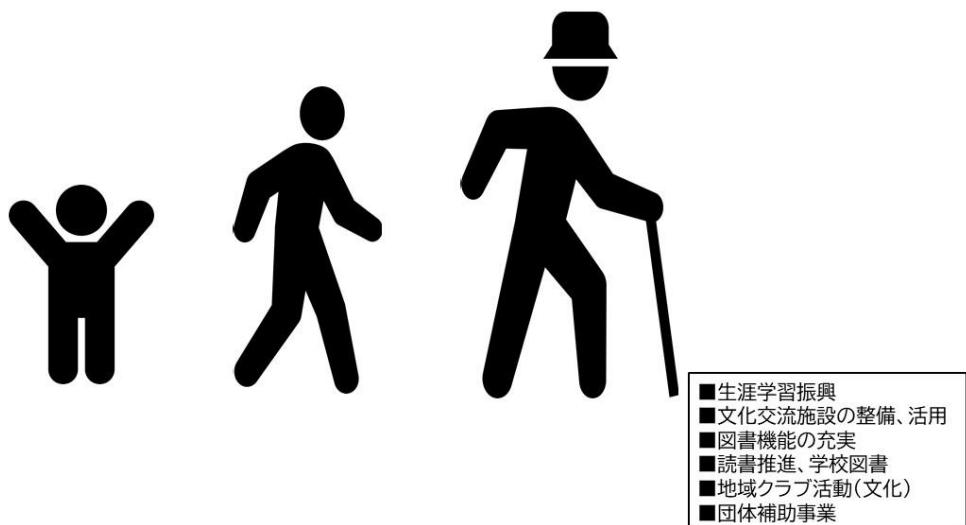
- ・ 公営塾を核とした高校生の居場所と伴走支援の充実
- ・ 地域と連携した高校魅力化と進学促進

基本目標8 子どもも大人も生涯にわたって学び続ける多様な文化の推進と生涯 学習体制の整備

- ◆ これまで各団体、事業が個々で学びを充実させるよう工夫してきましたが、これからは、それぞれの学びをより「共有化」し、で多様な交流を増やすことにより、「新しい出会い」と共に「新しい学び」を創出できる環境整備を目指します。
- ◆ 今後、整備予定の文化交流施設を核とした出会いの場を創出するため、子どもは学校活動から一歩踏み出した活動、大人は文化団体や生涯学習活動、そして、子どもから高齢者まで多世代で学べる場として図書機能も一体化して進める必要があります。
- ◆ 第2期計画では別方針としていた図書活動についても、多様な学習活動と関連付け、地域づくりの一環として積極的に参画していきます。

【基本目標8】

子どもも大人も生涯にわたって学び続ける多様な文化の推進と生涯学習体制の整備



(1) 交流を核とした生涯学習の実施

- ・ 多世代が集い学び合う生涯学習機会の創出
- ・ 参加から参画へつなげる学習成果発信の場づくり

(2) 文化交流施設の整備

- ・ 図書・研修・文化・交流機能が融合した施設の整備
- ・ 町民参加による運営を見据えた「まちのリビング」の形成

(3) 文化交流施設を核とした出会いと学びの創出

- ・ 多世代・多分野の学びと交流を生むプログラムの展開
- ・ 地域資源活用によるシビックプライドの醸成

(4) 図書機能の充実

- ・ 藏書の充実とデジタル活用による図書サービスの向上
- ・ 誰もが利用しやすい読書環境と情報提供機能の整備

(5) 読書活動の推進

- ・ 読書を楽しむきっかけづくりと来館促進
- ・ ボランティア協働による多様な読書体験の提供

(6) 学校図書との連携

- ・ 学校と図書室の連携強化による読書環境の整備
- ・ 児童生徒主体の読書活動の推進

(7) 地域クラブ活動（文化系）

- ・ 多世代・多志向の文化活動の基盤づくり
- ・ 総合型地域文化・スポーツクラブ設立に向けた体制整備

(8) 地域・団体活動の推進

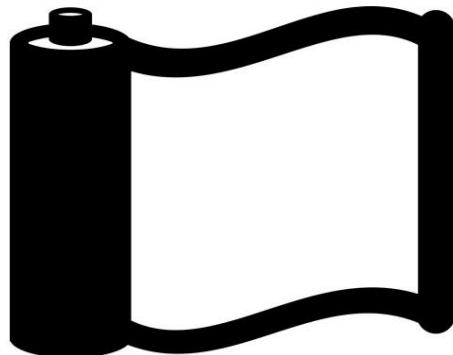
- ・ 地域団体活動の継続と活性化を支援
- ・ 町民主体の自主活動の促進

基本目標9 文化財を活用した郷土愛の醸成

- ◆ 町民が当たり前のように、自分の町を紹介できるような郷土愛の醸成のため、子どもから高齢者までが町の歴史や文化財を通して、世代を紡ぐ伝承の機会を創出し、文化財を楽しみながら、人と人がつながる地域づくりを目指します。
- ◆ 拠点施設として今後、整備予定の文化交流施設や軽舞遺跡調査整理事務所のほか、町内に点在する各種文化財を有機的な連携に基づき、町内外からの見学者等を受け入れる施設・環境づくりを目指します。
- ◆ 郷土資料・埋蔵文化財、町内伝統文化継承などを整備し、国が推進する多民族多文化共生の政策を踏まえ、厚真町ならではのアイヌ文化や開拓文化の共生、相互尊重の精神と多様性を育む事業の展開を促進します。

【基本目標9】

文化財を活用した郷土愛の醸成



- 郷土資料の記録、保存、管理、発信
- 地域の伝統文化継承
- 文化財関連
- 文化財施設整備
- 交流関係人口の創出

(1) 郷土資料の記録・保存・保管環境の整備

- ・郷土資料・埋蔵文化財の継続的収集と適切な保存環境の整備
- ・歴史文化研究拠点としての機能の充実

(2) 地域の伝統文化継承の推進

- ・伝統文化・儀式の保存と後継者育成の促進
- ・持続可能な伝承活動への支援

(3) 埋蔵文化財保護の推進

- ・埋蔵文化財保護と開発行為の両立
- ・専門的知識や技術を有する人材の育成・確保

(4) 文化財施設の整備・周知と活用

- ・多文化共生に対応した情報発信の推進
- ・文化財施設の連携強化と周遊型活用の推進

(5) 文化財関連普及活用事業の推進

- ・文化財を生かした学習・交流機会の拡充
- ・町民ガイド等の人材育成による普及活動の継続

基本目標10 心身を豊かにする多様なスポーツの推進

- ◆スポーツを主体とした町民の体力・健康づくり・交流を推進します。
- ◆スポーツは、趣味、体力づくり、健康づくり、アスリート志向など様々な目的で成り立っていますが、今後、創設が予定される「総合型地域文化・スポーツクラブ」

において、町民が可能な限りスポーツ活動に触れられるよう「多世代・多種目・多志向」の活動を展開し、生涯にわたってスポーツ活動が楽しめる環境を整備していきます。

【基本目標10】



(1) スポーツ活動の推進

- ・ 総合型地域文化・スポーツクラブを核とした活動の推進
- ・ 世代や志向に応じたスポーツ機会の確保

(2) 健康・体力づくりの推進

- ・ 町民の主体的な健康・体力づくりの支援
- ・ 交流を促すスポーツイベントの充実

(3) 地域クラブ活動（スポーツ系）

- ・ 指導者体制整備による地域クラブ活動の推進
- ・ 学校施設活用による活動基盤の確保

(4) 各種担い手団体の支援と連携

- ・ 団体間連携と財源確保によるスポーツ振興
- ・ 統括組織を見据えた協力体制構築

(5) スポーツ施設の幅広い有効活用

- ・ スポーツ施設の適切な維持管理と利活用の促進
- ・ 指定管理者制度等を含めた運営体制の検討

V おわりに

第2期厚真町教育振興基本計画は、子どもから大人まで、町民一人ひとりが「ともに生き、ともに学び、豊かな心を育む」ことを目指す、10年間の指針です。

- ・ 学校教育の充実
- ・ 社会教育・生涯学習の推進
- ・ 文化・歴史資源の活用促進
- ・ スポーツ活動の推進
- ・ 多様な人々が支え合う地域づくり

これらを相互に結び付けながら、町民・学校・地域・関係機関が協働し、地域の幸福度が高いまち 厚真の実現を目指していきます。

